

## 具体的な活動報告

1978年10月7日に設立された石川県社会法律センターは、本年で45期を迎える。当センターは、当時の石川県評、社会党議員団及び連帯関係にあった有志弁護士等によって設立された。「法的諸問題を憲法と民主主義・平和を擁護する立場に立って対処、解決し、労働者、市民等の権利と生活を擁護する」とのセンター設立の趣旨に基づき、現在25団体と13名の弁護士が活動を支えている。

### 1. 法律相談活動

- ① 通年で受け付けている無料法律相談の今期受付件数は103件となっており、前年に比してかなり減少した。(詳細は別掲参照)金沢地方法務局に「相続・遺言相談センター(無料)」が開設(本年6月)されたことや、弁護士による電話、メールでの無料相談受付が増えてきていること、また新型コロナウイルス感染症の流行なども多少影響していると考えられる。
- ② 労協協(ライフ・サポートセンター)の「福祉なんでも相談窓口」の支援団体となっており、毎年開催されるアドバイザー会議で連携を確認している。

### 2. 学習活動

- ① 県平和運動センター及びその会員労組からの要請に応え、学習会等の講師派遣を行ってきたが、新型コロナウイルスの影響で会員労組の活動が制限されたこともあり、今期は講演依頼がなかった。身近な政治問題にも関心をもって、互いに話し合い学ぶ機会が増えていくことを期待する。
- ② 理事を中心に、その時々的情勢に合わせた労働法の勉強会を行い、労働運動や訴訟に役立てている。

### 3. 主な訴訟に関する活動

- ① 志賀原発運転差止め訴訟、志賀原発株主差止め訴訟  
昨年12月23日、第35回口頭弁論が行われ、原告の意見陳述の最後に、本訴訟を早期に結審することを求めた。しかし交代した裁判長は、またしても「規制委員会の審査の推移を見守る」という審理方針を、従前の通り維持する」というこれまでの言辞を繰り返すのみで、何らの進展もなく終わった。本年4月28日第36回、7月15日第37回口頭弁論においても、1日も早い結審と廃炉を命じる判決をと訴えたが、裁判長は司法機関としての判断を放棄し、「規制委員会の判断を待つ」という審理方針は変更しない旨あらためて表明した。その後10月14日原子力規制委員会の現地調査が行われ、「活断層でない」という説明に前向きな評価を示した(NHKなど)と言われている。尚、第38回口頭弁論は10月24日(月)に行われ、次回第39回口頭弁論は来春の2月9日となった。  
他方、志賀原発株主差止め訴訟(富山訴訟)の第8回口頭弁論が昨年12月13日に行われ、原告側からは原告団長が意見陳述を行った。北電側は、原告の主張に対し、はぐらかし不誠実な対応を続けており、原告の求釈明についても応えることなく、従来の主張を繰り返した。2022年3月16日(第9回)、6月15日(第10回)にも口頭弁論が行われた。第10回の口頭弁論では、被告に対しての求釈明はほとんど認められず、裁判所(=裁判長)の指揮が訴訟進行に大きく影響していると言わざるを得ない。続く第11回口頭弁論は10月5日に行われ、原告より裁判所の「株主による差止め請求権行使のための要件」に対する反論などが行われた。次回は2023年1月11日、次々回を3月20日とした。

- ② 小松基地第5次、第6次爆音訴訟

1975年、「静かで平和な空の下で健康に暮らしたい」と起ち上がった12人の原告でスタートした第1次提訴から47年。2008年の5次、6次では2227人に拡大した原告のもと、14年間の法廷内外の闘いを展開し、自衛隊機と米軍機の夜間、早朝の飛行差し止めと騒音被害への損害賠償を国に求めてきた。しかし本年3月16日の2審判決でも蓮井俊治裁判長は、過去の騒音被害について国側に約23億円余りの支払いを命じる一方、原告側が求めていた将来の騒音被害に対する賠償は、一審(2020年3月)に続き「不適法」などとして訴えを退けた。原告側にとって極めて厳しい判決であり、明らかな不当判決と言わざるを得ない。原告側は、

早期に賠償命令を確定させるため上告しなかった。地元住民らは「第7次提訴をするかどうか、今後協議していく」としている。

岸田政権・防衛省は、2025年を目途に先制攻撃用の最新鋭F35ステルス戦闘機を4機、そして将来的には20機の配備を目論んでおり、この戦闘機は対中、対口、対北朝鮮を想定した敵基地攻撃能力を担うものであることから、小松基地は一層攻撃型の軍事基地につくり変えられようとしている。ますます小松基地反対・撤去の闘いが重要になってくる。引き続き闘いを強化していく必要がある。

- ③ マイナンバー離脱請求訴訟

マイナンバー制度は、プライバシー権を侵害し違憲だとして同制度からの離脱と損害賠償を、原告50名で(2016年12月)提訴したこの裁判は、2020年6月9日、金沢地裁で請求棄却の判決が示された。(全国8地裁で行われていた同様の訴訟で4番目の判決。7地域で同様の判決、原告側は控訴)。「形式的で実態を見ていない」(岩淵弁護団長)不当判決から2年余り、この間昨年10月以降、第3回(2021.12/15)、第4回(2022.4/20)、第5回(7/13)の口頭弁論を終え、11月9日控訴審第6回弁論が行われる予定。

政府(河野太郎デジタル相)は、この10月現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に切り替える方針を正式に発表した。暮らしに不可欠な保険証の機能を持たせることで、取得を事実上義務化し、交付率が約5割にとどまるカードの普及促進と行政のデジタル化を一気に推し進めようとしている。

- ④ 金沢市役所前広場の使用不許可に対する新広場訴訟

毎年5月3日、11月3日に開催してきた護憲集会(「憲法を守る会」)について、金沢市が市役所前広場の使用を不許可としたのは「表現の自由」を侵す憲法違反事件として、金沢市を相手に損害賠償を求めてきた新広場訴訟は、2020年9月18日に「請求棄却」の判決が言い渡された。判決を受けて控訴(9月20日)。高裁(控訴審3回)で地裁判断を支持する判決が下され、直ちに上告した。最高裁の審理は示されていない。

### 4. 労働組合、市民団体と連携した活動

「憲法を守る会」や「憲法改悪NO!市民アクションいしかわ(個人と35団体で構成)」の一員として活動にかかわっている。

昨年11月3日、金沢市役所庁舎前広場で憲法公布記念の集会(憲法を守る会主催)が開催された。後段では市民アクションいしかわ主催による「憲法改悪NO!改憲NO!」の集会(半田滋氏講演)が行われた。本年5月3日には、施行75周年記念護憲集会(「憲法を守る会」主催)と清水雅彦氏(日体大教授)の講演による市民アクション主催の県民集会が行われた。

### 5. 組織強化

当センターの構成組織であった全日本たばこ労組北陸支部が、本年3月末日を以て解散となったため継続不可能となった。一方であらたにJR総連石川県協議会が入会することとなった。当センターの目的に賛同していただける弁護士、団体組織のさらなる拡大が望まれる。

### 6. 社会文化法律センターとの共同活動

2014年に再建された社会文化法律センター(東京)の共同代表を、当センター理事長・岩淵正明弁護士が担っている。東京、大阪、横浜、石川の4都府県で連絡会を組織し、情報交換や交流を行ってきた。

### 7. 広報、宣伝活動

活動を広く周知するためのツールとして開設されたホームページには、最新の「『会報』(年1回発行)」に掲載された内容(当センターの活動方針や経過報告)を公開し情報発信している。今後も毎年更新し、当センターを紹介するための手段として活用していく。